

### ( 3 ) 計画の内容

「まちづくり編」

# 基本目標ごとの計画の内容

## 施策体系

### まちづくり編

基本目標		個別目標	基本施策
区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	自治のまち 新宿	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	自治の基本理念、基本原則の確立
			協働の推進に向けた支援の充実
		2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	地域自治のしくみと支援策の拡充
			コミュニティ活動の充実と担い手の育成
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	一人ひとりを大切に するまち 新宿	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	人権の尊重
			男女共同参画の推進
			個人の生活を尊重した働き方の見直し
		2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	地域において子どもが育つ場の整備充実
			地域で安心して子育てができるしくみづくり
			特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進
			子どもの安全と子どもを守る環境づくり
		3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実
			学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり
			家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実
			中央図書館の再構築
			図書館機能の充実
		5 心身ともに健やかにくらせるまち	一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進
			多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進
		安全で安心な、質の高い暮らしを実現できるまち	安全・安心な 共生のまち 新宿
障害のあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実			
セーフティネットの整備・充実			
2 だれもがいいきとくらし、活躍できるまち	高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供		
	障害のあるひとの社会参加・就労支援		
	新たな就労支援のしくみづくり		
	だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり		
3 災害に備えるまち	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり		
	災害に強い体制づくり		
4 日常生活の安全・安心を高めるまち	犯罪の不安のないまちづくり		
	消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり		

基本目標		個別目標	基本施策
持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	資源循環型社会の構築
			地球温暖化対策の推進
			良好な生活環境づくりの推進
			環境問題への意識啓発
		2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	水とみどりの環の形成
			みどりを残し、まちへ広げる
		3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり
			交通環境の整備
			道路環境の整備
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	景観と地域の個性を創造するまち 新宿	1 歴史と自然を継承した美しいまち	地域特性に応じた景観の創出・誘導
		2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり
		3 ぶらりと道草したくなるまち	楽しく歩けるネットワークづくり
			魅力ある身近な公園づくりの推進
			まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち 新宿	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
			区民による新しい文化の創造
			文化芸術創造の基盤の充実
		2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	文化芸術創造産業の育成
		3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信
			誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり
			平和都市の推進
			多文化共生のまちづくりの推進

# まちづくりの基本目標

区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

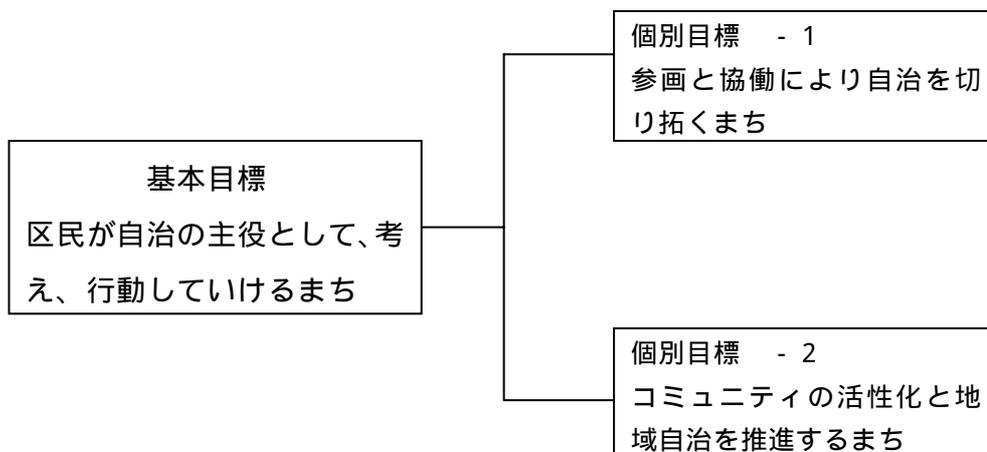
多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

この総合計画では

自治のまち 新宿

ととらえます



## - 1 参画と協働により自治を切り拓くまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現を目指します。

### (2) 課題

- ・ 自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確ではありません。
- ・ 区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
- ・ 協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成に関する取組みが十分に行われていません。
- ・ 区民が区政に参画していくために必要な区政情報をはじめとするさまざまな情報が、十分に区と共有されていません。
- ・ 少子高齢化が続き、「人口減少社会」に入った今日、これまでの社会制度の支え手が減少する中では、国も自治体もこのままでは持続することができません。地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していくことが必要です。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明らかにします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである(仮称)自治基本条例を、区民、議会及び区が一体となって制定します。

- ・ 区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の各段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみづくりを進めます。
- ・ まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・企業等間の連携を推進するとともに、さまざまな学習機会の提供等により、積極的に地域活動に参画できるような環境をつくり、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報をより早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。
- ・ 基礎自治体である新宿区の権能を拡充し、国や都との適切な役割分担に基づいた地方分権型の行政システムを構築していきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 参画と協働により自治を切り拓くまち

### 《基本施策》

- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立

- 1 - 協働の推進に向けた支援の充実

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民：

区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上  
 (仮称)自治基本条例の制定に向けた参画と協働  
 区政情報及び地域情報への関心度の向上  
 地域の課題解決に向けた活動への参画

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域でのまちづくり活動の推進  
 区民相互のふれあい・交流活動の推進や連帯感の醸成  
 まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化

事業者：

企業市民としてのまちづくり活動・社会貢献活動への参画と協力

区（行政）：

参画と協働によるまちづくりルールの確立

（仮称）自治基本条例 の制定

計画推進に関するチェック機能の充実

協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援

区政情報及び地域情報の充実

特別区のあり方の見直しと自治権の拡充

## **（５）関連する主な個別計画**

- ・ 新宿区・地域との協働推進計画

## - 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現を目指します。また、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性・自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現を目指します。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」を目指します。

### (2) 課題

- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域における課題はできる限り地域で解決していくための仕組みづくりが一層求められています。
- ・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会に対して、十分な活動ができるように支援していくことが求められています。
- ・ 町会・自治会や地区協議会といったコミュニティ活動、地域の見守りや環境改善といった社会貢献活動、生き生きとした生涯をおくるための生涯学習活動、といった地域における活動を活発にするためには、これを支える人材の育成が重要です。
- ・ 地域団体の活動・交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域のさまざまな課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるように、その権限を明確にして、地域課題に柔軟に対応できる財源が付与でき

るしくみを検討していきます。

- ・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を図っていきます。

地域活動に参加したいと考えている団塊の世代等のシニア層に対し、多様な地域活動への円滑な参加やこれまでの知識や経験を活かして活躍するためのきっかけをつくります。

また、生涯学習活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。

- ・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、地域の活動団体等の交流支援を強化します。さらに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

### 《基本施策》

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充

- 2 - コミュニティ活動の充実と担い手の育成

## (4) 各主体の主な役割（例示）

区民：

地域コミュニティに対する意識の向上  
地域の課題解決に向けた活動への参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

住民相互のふれあい・交流活動の推進  
地域課題を創意工夫して解決するための活動推進  
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成

区（行政）：

コミュニティ活動への意識啓発  
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援  
コミュニティ活動拠点の整備と利用促進

町会・自治会、NPO団体等の連携支援  
地区協議会の条例設置化  
地区協議会への権限および財源の付与

## **(5) 関連する主な個別計画**

- ・ 新宿区・地域との協働推進計画

# まちづくりの基本目標

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

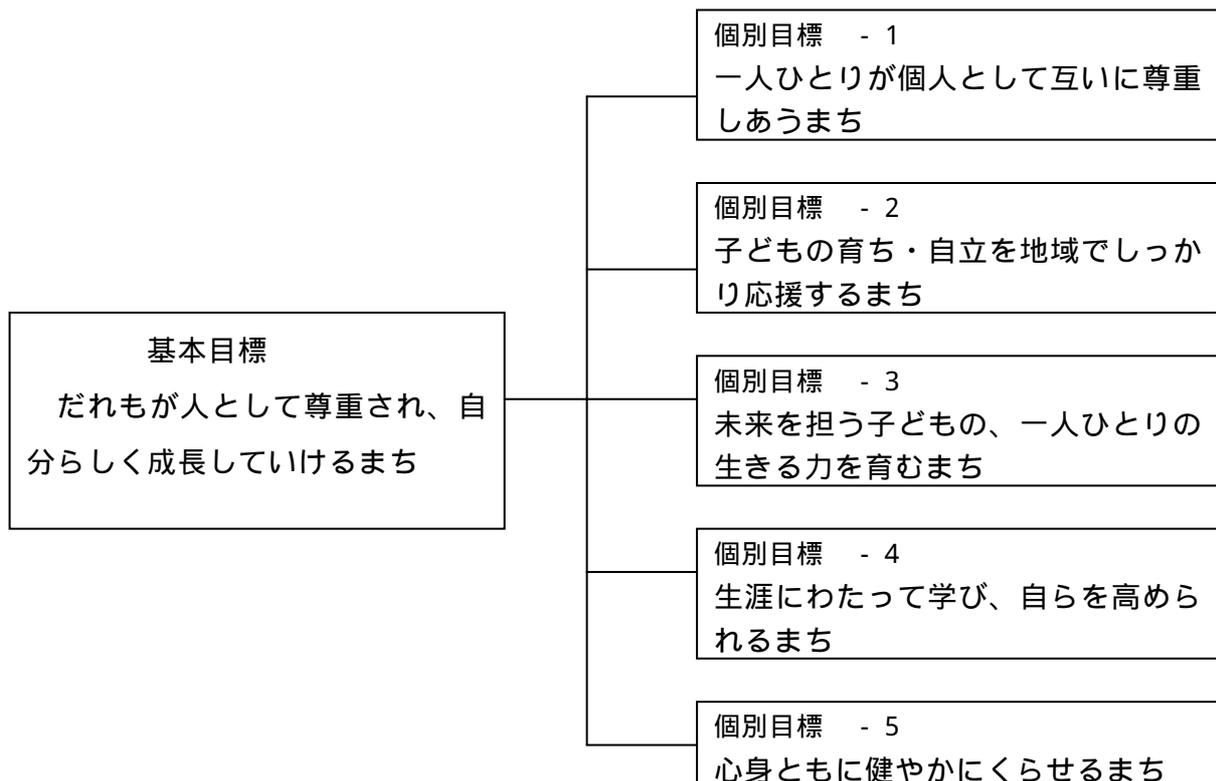
未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

この総合計画では

一人ひとりを大切にすまち 新宿

ととらえます



## - 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちを目指します。さらに、高齢者も障害のある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現を目指します。

### (2) 課題

- ・ 人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障害等による偏見やいじめ、差別といった人権に関するさまざまな問題が起こっており、人権意識を育む取組みは、まだ十分とはいえません。
- ・ 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることができることが重要です。
- ・ 子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況は大変深刻になっています。
- ・ 家庭や職場、地域社会などあらゆる分野において、男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることは大変重要です。しかし、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残されています。  
このため、セクシュアル・ハラスメント、配偶者やパートナーからの暴力、職場での性別や雇用形態により生じている格差が深刻な問題となっています。
- ・ 男女共同参画の視点から、男女とも仕事と子育て、介護、地域活動などとの両立ができるように、また、多様な生き方を選択することができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直しを進める必要があります。  
仕事と子育てのバランスを保ちながら暮らすためには、さまざまな家庭と子どもの状況に応じた子育て支援サービスの充実や育児休業・看護休暇等を取りやすい職場環境の整備も重要です。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 年齢、性別、国籍、障害の有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、互いに尊重し合う社会を目指し、人権に対する意識を高めていきます。
- ・ 子ども自身及び保護者が子どもの権利 や人権についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- ・ 介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備、成年後見制度の普及、相談機能の強化など、制度の利用推進を図っていきます。
- ・ 全ての区民が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。
- ・ 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等により生活と仕事のバランスが取れる雇用環境の整備を促進します。

### 2) 施策の体系

#### 《個別目標》

- 1 - 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

#### 《基本施策》

- 1 - 人権の尊重

- 1 - 男女共同参画の推進

- 1 - 個人の生活を尊重した働き方の見直し

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民

- 人権に対する意識の醸成
- 家庭における男女共同参画の推進

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

- 人権に対する意識の醸成
- 地域における男女共同参画の推進
- 地域で防ぐ児童虐待への取組み

### 事業者：

- 従業員への人権に対する意識の醸成
- 職場における男女共同参画の推進
- 生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり

### 区（行政）：

- 児童虐待予防への取組み
- 人権に対する意識啓発
- 男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
- 児童・生徒への人権教育の推進
- 児童・生徒への男女平等教育の充実
- 児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

## (5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害福祉計画
- ・新宿区男女平等推進計画（H.20.4 から新宿区男女共同参画推進計画）

## - 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整備されているまちを目指します。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み、育てられる環境を実現します。

### (2) 課題

- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑化・多様化しており、子育てに対する不安が増えています。
- ・ 虐待を受けた子どもとその家庭やさまざまな理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障害のある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
- ・ 子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、さまざまな体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや地域社会等での体験の中で、自ら考えて行動し、その結果は自分の責任と自覚することによって、社会性や協調性が育まれます。それは子どもの成長にとって重要であり、さまざまな体験に関する取組みが求められています。
- ・ 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境を整備する取組みはますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、さまざまなしくみを整えていきます。
- ・ 都市の利便性を活かした多様な生活形態、働き方による多種多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、保護者が選択できる保育環境を整

備していきます。

また、子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施することにより、子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図っていきます。

- ・ 地域の中に、子どもがさまざまな体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。放課後の子どもの居場所づくりを進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
- ・ 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組みや、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取組んでいきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 2 - 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

### 《基本施策》

- 2 - 地域において子どもが育つ場の整備充実

- 2 - 地域で安心して子育てができるしくみづくり

- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進

- 2 - 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

## (4) 各主体の主な役割(例示)

区民：

家族の協力による子育て

世代間交流などを通じた子育て支援への参画

家庭での子どもの健康づくり

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域の子育て支援活動の充実

親子の居場所づくり

事業者：

保育サービスの充実

子育て支援サービスの提供

区（行政）：

保育サービスの充実

子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整

子どもの健全育成の取組みと支援母子の保健・医療の推進・充実

子どもの安全を守る取組みと支援

## **(5) 関連する主な個別計画**

・新宿区次世代育成支援計画

## - 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

未来を担う子どもが、多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。そのため、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を受けられるようにするとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となって取組みを進めるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 都市化や国際化、少子高齢化の進展などにより教育環境が大きく変化し、また、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、障害のある幼児・児童・生徒がその能力や個性を最大限に伸ばすための適切な教育環境を整備する必要があります。更に、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきており、就学前の子どもの育ちをより豊かなものとし、学校教育につなげていくことが求められています。
- ・ 学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校の運営等にさまざまな影響を及ぼしているとともに、学校施設の老朽化も進行しており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 核家族化や地域の地縁の希薄化が進む中、子どもが家庭や地域において健やかに成長していくよう、地域や保護者の声が反映される地域に根ざした学校づくりを進める必要があります。そのため、家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 豊かな人間性と社会のルールを守る規範意識を備えた社会人として成長できる心を育てていきます。また、自ら判断し行動する自主・自律の精神を養い「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。障害のある子どもには、それぞれの教育ニーズに応じた支援体制を構築するなど、特別支援教育を推進していきます。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重

視した教育を行っていきます。

- ・ 児童・生徒一人ひとりの個性や地域の特性を活かせる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。
- ・ 学校でのよりよい教育活動のため、学校評価に基づく学校運営を行うとともに、家庭や地域の教育力との協働・連携により、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。また、家庭や地域における教育力は学習機会の整備や支援を行い高めていきます。

## 2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

《基本施策》

- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

- 3 - 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり

- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

### (4) 各主体の主な役割(例示)

区民：

地域の子どもに対する助言、協力

子どもを地域で育むという意識の醸成

学校を地域で支えていくための活動への積極的な参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

子どもの活動への支援

専門的な知識・情報の提供

教育・研究機関：

子どもの活動への支援  
専門的な知識・情報の提供  
小中学校との連携

事業者：

子どもの活動への支援  
就労体験など体験学習の場の提供  
専門的な知識・情報の提供

区（行政）：

学校・家庭・地域の連携とそのための環境づくり、取組みへの支援  
子どもの生きる力を育てる学校教育  
教育効果を高める教育環境づくり  
子どもが活動する機会の提供

## - 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送り、自己実現を図るため、趣味や特技を活かして学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ ライフスタイルや社会が大きく変化する中、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習・生涯スポーツの需要はより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行っている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
- ・ 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民一人ひとりが、意欲を持って主体的に多様な学習やスポーツに取り組めるよう、情報提供の充実を図るとともにさまざまな文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりもあわせて進めていきます。
- ・ 区民の主体的な学習を支援するために、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。  
さらに、今後は、図書館の文化・情報発信基地としての機能強化を図るため、情報センターとしての再構築に向け、中央図書館のあり方の抜本的な見直しの検討を行います。

#### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

#### 《基本施策》

- 4 - 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

- 4 - 中央図書館の再構築

- 4 - 図書館機能の充実

### (4) 各主体の主な役割（例示）

#### 区民：

生涯学習の実践  
家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり  
鑑賞、創作、表現活動への参画  
スポーツイベントへの参画

#### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

自主的な学習機会の創出  
生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク  
地域スポーツの振興と団体相互交流活動

#### 事業者：

生涯学習・スポーツの支援  
地域に根ざしたスポーツ活動の推進  
専門家による地域への指導・交流  
運動施設の空き時間開放  
職場体験などの協力・支援

#### 教育・研究機関：

生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成

#### 区（行政）：

生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供  
生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整  
図書館機能の充実と中央図書館の再構築の検討

### (5) 関連する主な個別計画

・新宿区子ども読書活動推進計画

## - 5 心身ともに健やかにくらせるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

区民一人ひとりが健康に対する意識を高く持って積極的に健康づくりに取り組み、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちを目指します。また、充実した保健・医療体制が整備されており、誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見が必要です。健康づくりは区民一人ひとりが健康への意識をもって自主的に行うことが基本です。そのため、区民のライフステージに合わせた自主的な健康づくりへの支援を推進していくことが求められています。
- ・ 健康づくりのため、また最近では、介護予防の観点からも、適度の運動等を行うことが求められています。
- ・ 心身の健康をめざすには、子どものうちから食に親しむことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進が求められています。
- ・ 新型インフルエンザやSARS等の新たな感染症問題、BSE(牛海綿状脳症)等の食の安全の問題、また、アスベスト問題やシックハウス問題など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。
- ・ 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増えています。ストレスは早めに気付き、上手に対処することが何より重要で、過剰なストレスを放置しておくことによって精神疾患を含む適応障害を引き起こされることもあります。そのためには本人の自己管理はもとより、周囲の気付きも求められています。また、ストレスとその対処に対して正しい知識の普及と、気軽に相談できる場が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等との連携はもとよりあらゆる機会を通じ、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
- ・ 健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽に運動等を行える環境を整えていきます。
- ・ 食育を推進できるよう、食育の必要性を啓発するとともに、食育を推進できる環境を整えていきます。
- ・ 区民の生命と健康を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、日頃からの予防啓発等により発生防止に努め、事態が発生した場合は体制を強化し感染拡大の防止を図ります。また、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの居住環境の向上を図ります。
- ・ 心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる相談事業を実施し、問題の早期発見に努めます。

#### 2) 施策の体系

##### 《個別目標》

- 5 心身ともに健やかにさせるまち

##### 《基本施策》

- 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進

- 5 - 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進

## (4) 各主体の主な役割(例示)

区民：

健康に対する意識の向上  
健康づくりの実践  
地域における健康づくり活動への参画  
望ましい食習慣の形成

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

健康づくりについての学習・実践の場の提供  
地域における健康づくり活動の実践

医療機関など：

専門的な相談・情報の提供  
安心できる医療サービスの提供  
地域の健康づくり活動との連携

事業者：

従業員の健康増進  
感染症などへの危機管理体制の確立

区(行政)：

意識啓発事業、情報提供  
区民一人ひとりの健康づくりへの支援  
地域における健康づくり活動への支援  
健康づくりのための環境整備  
地域保健・医療・福祉体制の充実  
感染症など危機管理への総合的な体制づくり

## (5) 関連する主な個別計画

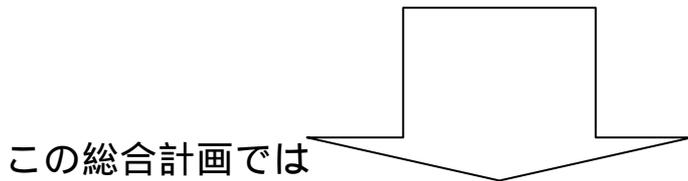
- ・新宿区新型インフルエンザ対策行動計画
- ・新宿区健康づくり行動計画
- ・新宿区高齢者保健福祉計画

# まちづくりの基本目標

**安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち**

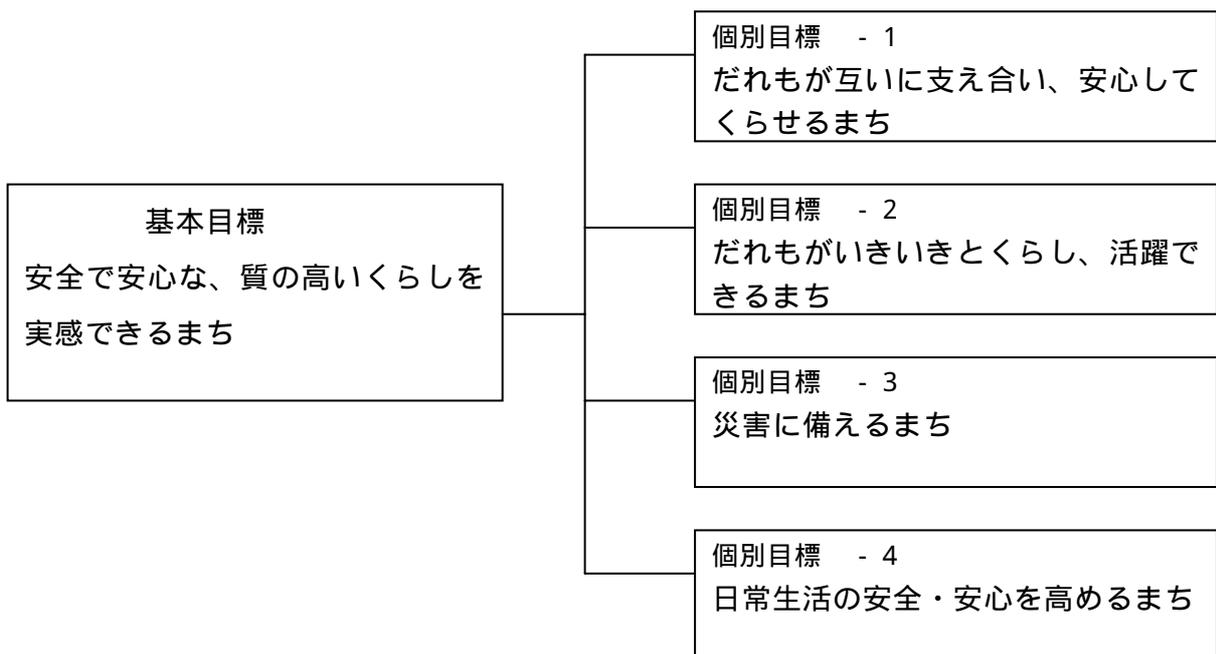
区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。



**安全・安心な共生のまち 新宿**

ととらえます



## - 1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

疾病や障害、介護が必要などさまざまな境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、障害や疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。
- ・ 5人に一人が65歳以上の高齢者という社会が目前に迫っている中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
- ・ 65歳以上の約1割、85歳以上では4人に一人が認知症になると推計されています。多くの方は、地域で在宅生活をおくることとなりますが、本人や家族が認知症の進行に気付かず、悪質商法の被害や外出時の事故などにあう事例が多くみられます。
- ・ 介護が必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障害や介護が必要な状態になった場合に、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
- ・ 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や一人暮らしの高齢者等を、地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
- ・ 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特に、ホームレスが多い新宿区にとっては、ホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ すべての区民が日々の暮らしの中で、健康維持・介護予防 が気軽にできる環境を整備します。
- ・ 地域社会で孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対する、地域の見守り活動を支援していきます。  
また、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活がおくれるよう、地域の支えあいの仕組みづくりを推進します。
- ・ 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。
- ・ 障害者自立支援法に基づく新体系に即した施設・グループホーム等の設置、整備を促進し、障害のある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきと生活できるサービスの充実を図ります。
- ・ 自立した生活が一時的に困難な状況にある人が、個々の状況に合わせて自立した生活が営めるよう、就労や地域社会への参加などそれぞれの人に合った支援を行います。
- ・ 生活に困窮している人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。真に困っている人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が自立し安定した生活を送れるように支援します。
- ・ ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPOとも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 だれもが互いに支え合い、安心してくらするまち

### 《基本施策》

- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実

- 1 - 障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実

1 - セーフティネットの整備・充実

## (4) 各主体の主な役割(例示)

### 区民：

高齢者、障害のある人への理解推進と日常生活の支援  
在宅介護を支える家族への協力  
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参画  
地域見守りネットワークへの参加

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域福祉活動の実施、支援  
地域への情報提供、普及啓発  
地域見守りネットワークへの参加

### 事業者：

介護・福祉サービスの提供  
地域福祉活動への参加・支援  
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開  
地域見守りネットワークへの参加

### 区(行政)：

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備  
地域福祉活動への支援、コーディネート  
高齢者、障害のある人とその家族への相談体制の充実  
関係機関などとの連携強化  
地域見守りネットワークの充実  
セーフティネットの整備

## (5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害福祉計画
- ・新宿区高齢者保健福祉計画
- ・新宿区介護保険事業計画
- ・新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画

## - 2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 高齢者の約8割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- ・ 障害者自身の就労意欲の向上のための支援と、就労を希望する障害者の就労訓練と、就労につなげる支援が必要です。
- ・ 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。
- ・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- ・ 区民の2割が高齢者となる中で、区内の住宅の6割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、さまざまな情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
- ・ 区民、NPO、行政等の協働により、疾病や障害のある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らす

ことのできる社会環境を整備します。

- ・ 障害のある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くための総合的な取組みを推進します。
- ・ 職業訓練や就職のあっせんなど、障害のある人の就労を支援します。
- ・ 若者が社会的に自立するには、就業による職業的自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。
- ・ コミュニティビジネスを基軸とした新宿ならではの地域型就労支援の仕組みづくりを地域や産業界との連携の下で推進します。その中核となる「(仮称)新宿仕事センター」を設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行います。
- ・ 高齢者や障害のある人などさまざまな状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

### 《基本施策》

- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

- 2 - 障害のある人の社会参加・就労支援

- 2 - 新たな就労支援のしくみづくり

#### (4) 各主体の主な役割（例示）

区民：

積極的な社会参加、自己実現活動  
高齢者、障害のある人の社会参加支援  
住み続けられる住まいづくり  
職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

高齢者、障害のある人の社会参加支援  
地域への情報提供  
若者への労働、職場環境に関する相談支援

事業者：

高齢者・障害のある人の雇用促進と働きやすい環境づくり  
良質な住宅の供給  
若者への雇用情報提供

教育・研究機関：

職業能力向上のための情報提供と職業訓練  
インターンシップ、進路指導の充実

区（行政）：

高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援  
良質な住宅供給の誘導  
多様な住宅の供給  
若者の自立支援とそのため情報提供

#### (5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害福祉計画
- ・新宿住宅マスタープラン

## - 3 災害に備えるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

「減災社会」を目指し、区民と区の協働により、大規模災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
- ・ 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
- ・ 全国的に異常気象による集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下などによる水害が増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
- ・ 東京を首都直下地震が襲う可能性は極めて高いとされ、地域の防災力向上に向けた取り組みの強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時は防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取り組みの強化が求められています。
- ・ 区内には、低層の木造建築物が密集し、道路が狭く、防災面や居住環境面で課題を抱える地区があります。このような地区では、地域に住む方々が主体となり、地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、道路、橋りょう等の都市施設の整備や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。

- ・ 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
- ・ 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。
- ・ 建築物の耐震化を促進していきます。また、木造住宅密集地域などにおいて、良質で防災性の高い建築物への建替えを行うとともに公園・街路などの整備を行う面的なまちづくりを支援し市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 3 災害に備えるまち

### 《基本施策》

- 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

- 3 - 災害に強い体制づくり

## (4) 各主体の主な役割（例示）

区民：

災害に対する家庭での備え  
 訓練や講習会への参加  
 避難の経路、場所及び方法についての確認  
 建物の耐震・耐火性の把握と改善  
 地域防災力強化に対する協力

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

要援護者の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携  
地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援  
災害に強い都市づくりへの参加  
面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上

事業者：

事業所の災害に対する安全確保  
従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者 対策  
建物の耐震・耐火性の向上  
災害に強い都市づくりへの参加

電気・ガス・水道・通信事業者：

災害に強い施設の整備  
災害時におけるライフライン の迅速な復旧

消防：

災害情報の迅速な公表  
区民の自主的な防災活動への支援

区（行政）：

地域防災計画に基づく体制づくり  
防災まちづくりの推進  
防災に関する啓発と訓練の実施  
災害に強い都市づくりのための情報提供と支援  
まちづくりに貢献する市街地再開発事業等の支援  
都市基盤の整備と不燃化の推進  
公共施設の防災性の向上  
総合的な治水対策の促進

## - 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 安全安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取組みが求められています。
- ・ 子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- ・ 多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
- ・ 悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は多様化し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。  
特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害がある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態を目指します。
- ・ 高齢者をはじめ、振り込め詐欺や悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応を強化し、関係機関・団体との連携協働のもとに、常に最新の消費生活問題に的確に対応していきます。
- ・ 消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実する

とともに、関係機関・団体とも連携して地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題への確に対応していきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

### 《基本施策》

- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり

- 4 - 消費者が安心して豊かにらせるまちづくり

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民：

自分のまちは自分で守る意識の向上  
防犯活動への主体的な参加  
悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域での防犯意識の向上と体制づくり及び自主防犯活動の推進  
消費生活問題に関する意識啓発への協力  
犯罪や悪質商法の被害防止の地域見守り機能

### 事業者：

道路への商品はみ出し陳列防止の徹底  
法律を遵守した適切な商行為の推進

### 警察：

犯罪発生情報の的確な公表  
区民の自主的な防犯活動への支援  
詐欺や違法な販売行為などの厳格な取締り

### 区（行政）：

まちの安全点検の推進  
防犯に関する啓発と防犯活動への支援  
消費生活相談と情報提供の充実  
犯罪や悪質商法の被害を防止する地域の仕組みづくり

# まちづくりの基本目標

## 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

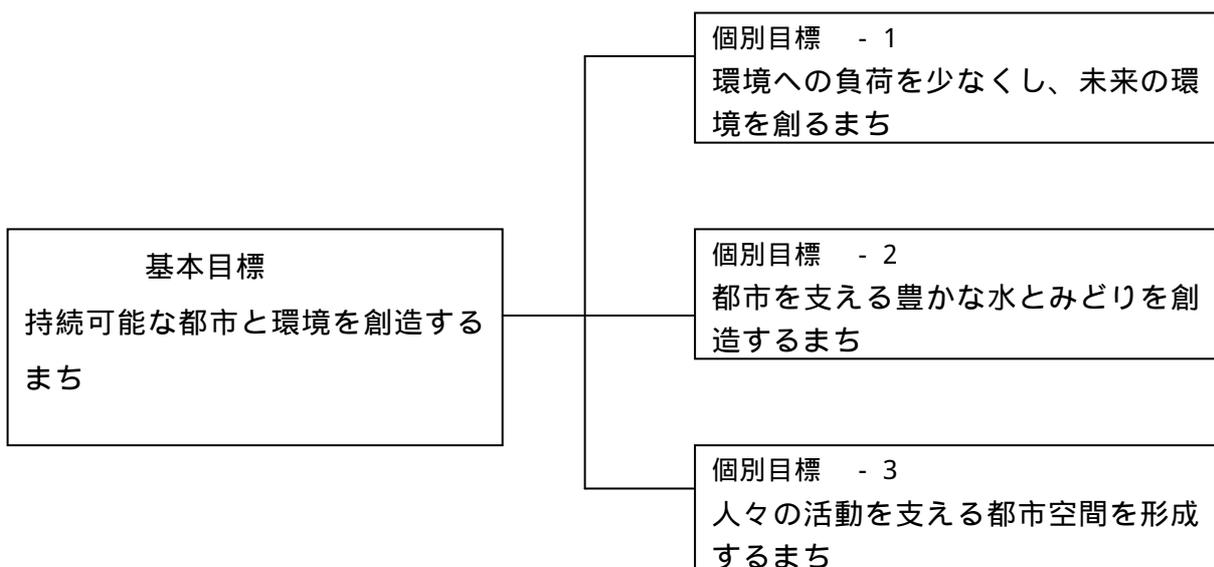
また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

この総合計画では

人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿

ととらえます



## - 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

### (2) 課題

- ・ 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
- ・ 平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて取り組む必要があり、新宿区においてもそのための具体的な対策を進めることが求められています。
- ・ 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
- ・ 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組みを押し進めるために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガスの排出削減や地球環境保全のためのさまざまな取組みなど地球温暖化対策を進めていきます。

- ・ きれいなまちを目指し、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。
- ・ 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの活用を図りながら、環境学習に役立つさまざまな情報の区民、事業者等への提供を強化します。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

### 《基本施策》

- 1 - 資源循環型社会の構築

- 1 - 地球温暖化対策の推進

- 1 - 良好な生活環境づくりの推進

- 1 - 環境問題への意識啓発

## (4) 各主体の主な役割（例示）

区民：

- 環境にやさしい生活スタイルの実践
- 環境保全活動への積極的参画
- ごみの減量化とリサイクルの実践
- ごみの排出やまち美化のための公共空間利用ルールの遵守

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

- 環境保全活動の推進
- リサイクルの推進
- ごみの排出ルールの徹底

事業者：

環境にやさしい事業スタイルの実践  
環境保全活動への積極的参画  
環境マネジメントシステムなどによる率先行動  
商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制  
リサイクルの推進  
排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮

区（行政）：

環境マネジメントシステムなどによる率先行動  
環境保全活動の普及・啓発・支援  
地球温暖化対策の推進  
ごみの減量化とリサイクルの推進  
公害対策の推進  
環境学習・環境教育の推進

## **(5) 関連する主な個別計画**

- ・新宿区環境基本計画
- ・新宿区一般廃棄物処理基本計画

## - 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラの一つとしてみどりを創出する取組みが求められています。
- ・ 神田川や妙正寺川など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「7つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。
- ・ 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
- ・ 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

### 《基本施策》

- 2 - 水とみどりの環の形成

- 2 - みどりを残し、まちへ広げる

## (4) 各主体の主な役割(例示)

### 区民：

敷地・建物の緑化と保全の推進

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動

### 事業者：

事業所敷地・建物の緑化の推進

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画

### 区(行政)：

公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出

みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

## (5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区みどりの基本計画
- ・新宿区みどりによる生物生息環境形成計画

## - 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 障害があっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障害のある人が自由に行動するには、十分ではありません。
- ・ 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や適正な自転車利用を支える都市環境の整備が求められています。
- ・ 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路施設の改善が求められています。
- ・ 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路網の整備が求められています。
- ・ 高齢社会への対応や障害のある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。
- ・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。  
また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによっ

て改善していきます。

- ・ 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的な賑わい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。  
また、高田馬場駅周辺では、駅の出入口や周辺道路を誰もが歩きやすく、利用しやすい環境に整備するとともに、魅力と賑わいのある駅前空間づくりを進めます。
- ・ 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗り換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組みを進めます。
- ・ 自転車利用を支える環境を整備し、適正な自転車利用を進めます。
- ・ 安全性に問題のある道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
- ・ 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、橋りょうの整備を進めます。
- ・ 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
- ・ 区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を「新宿区細街路拡幅整備条例」の規定に基づき拡幅整備していきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

### 《基本施策》

- 3 - だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり

- 3 - 交通環境の整備

- 3 - 道路環境の整備

## (4) 各主体の主な役割(例示)

区民：

自転車利用のマナー向上  
高齢者・障害のある人の移動への理解と支援  
交通ルールの遵守

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有  
交通環境改善への支援  
交通安全運動の推進

事業者：

道路・交通体系の整備への協力  
駐車場・駐輪場の整備  
公共的に利用される建物のバリアフリー化  
新たな移送サービス

警察

交通安全運動の普及・啓発

区(行政)：

道路・交通体系の整備  
安全な歩行環境づくり  
道路・橋りょう・公園の維持・管理  
放置自転車対策の推進  
公共施設のバリアフリー化の推進  
関係機関との連携強化  
交通安全運動の普及・啓発  
交通安全施設等の整備

## (5) 関連する主な個別計画

- ・(仮称)新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画
- ・新宿区道路景観整備計画

# まちづくりの基本目標

## まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

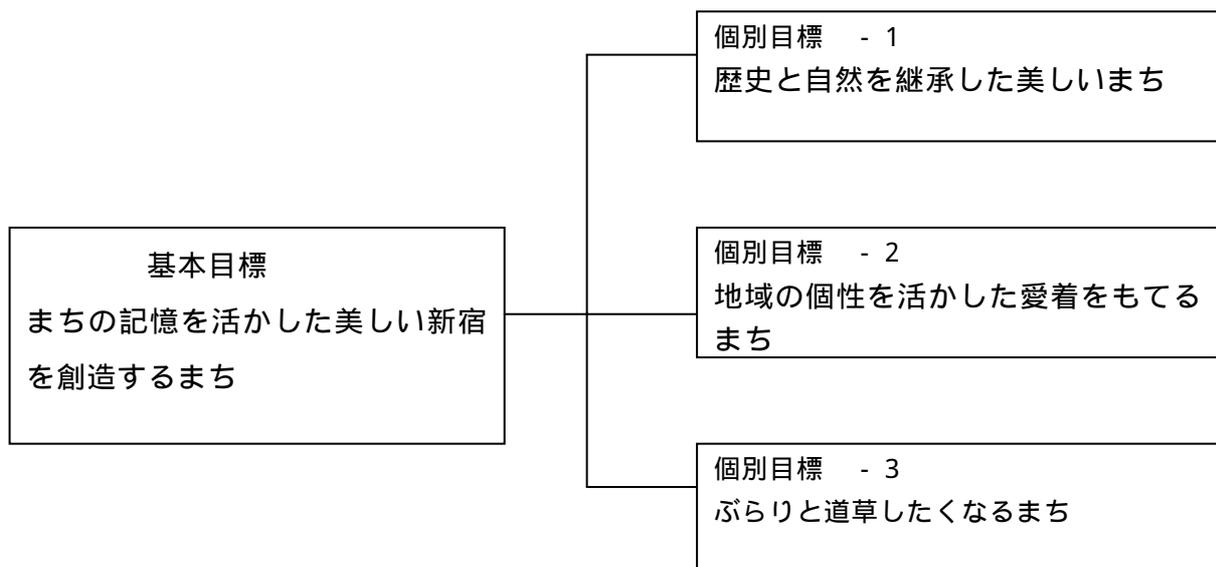
新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

この総合計画では

**景観と地域の個性を  
創造するまち 新宿**

ととらえます



## - 1 歴史と自然を継承した美しいまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現を目指します。

### (2) 課題

- ・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
- ・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域特性に応じた細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。

#### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 歴史と自然を継承した美しいまち

《基本施策》

- 1 - 地域特性に応じた景観の創出・誘導

#### **(4) 各主体の主な役割(例示)**

区民：

良好な景観づくりへの参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

良好な景観づくり活動

事業者：

良好な景観づくりへの協力

区(行政)：

良好な景観づくりの情報提供

良好な景観づくり施策の展開

#### **(5) 関連する主な個別計画**

- ・新宿区景観基本計画

## - 2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着が持てるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できるしくみが求められています。
- ・ 地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の個性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるため、特別出張所の単位を基本に区民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体によりまちづくりを支えるしくみをつくっていきます。
- ・ 地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地域の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

#### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

《基本施策》

- 2 - 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり

#### (4) 各主体の主な役割（例示）

区民：

地域の個性を活かしたまちづくりへの協力

住民主導による地域の個性を活かしたルールづくりへの参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画

地域整備のしくみづくりへの参加

事業者：

地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画

区（行政）：

都市基盤の整備促進

地域個性を活かしたまちづくりへの支援

住民主導によるまちづくりへの支援

## - 3 ぶらりと道草したくなるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

歩くのが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく来街者にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 新宿に住み集う人が潤いとやすらぎを感じながら散策できるよう、また、多くの人が集い賑わう新宿駅周辺を誰もが快適に歩くことができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化し、利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備・管理・運営していくことが求められています。  
また、都市の基幹となる公園の拡充が求められています。
- ・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組みやしくみづくりが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ みどりと潤いのある散策路や安全な歩行空間を整備するとともに、新宿駅周辺における歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。
- ・ 地区の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際の計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした、区民が愛着を持てる公園づくりを進めます。  
また、都市の基幹となる公園の整備を進めます。
- ・ 道路空間、公園、公共施設、公開空地などの、オープンスペースを、区民の生活や活動の場（地区の庭）として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしくみづくりを行い、まちの「広場的利用」を推進します。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 3 ぶらりと道草したくなるまち

### 《基本施策》

- 3 - 楽しく歩けるネットワークづくり

- 3 - 魅力ある身近な公園づくりの推進

- 3 - まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民：

身近な環境整備への参画

道路・交通体系の整備への理解と協力

地域の公園・道路等の計画づくり・維持管理への協力

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域の公園・道路等の計画づくりへの参画

### 事業者：

まちの「広場の利用」の参加・協力

### 区（行政）：

道路・交通体系・公園の整備

魅力的な歩行環境づくり

公園・道路の維持・管理

まちの「広場の利用」の推進

関係機関との連携

## (5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区公園再整備方針

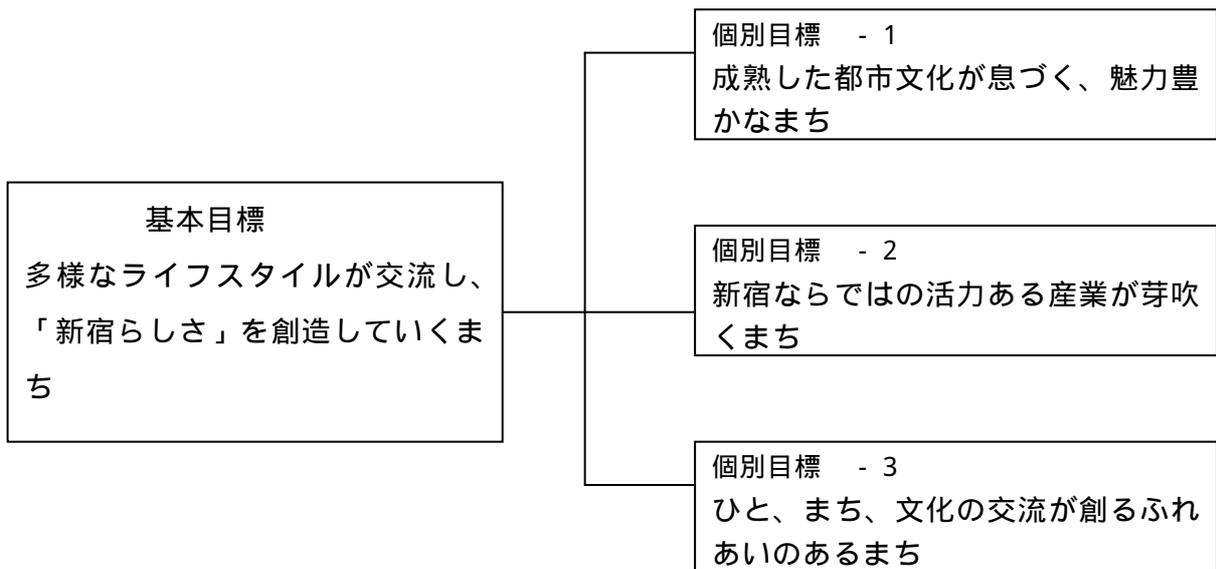
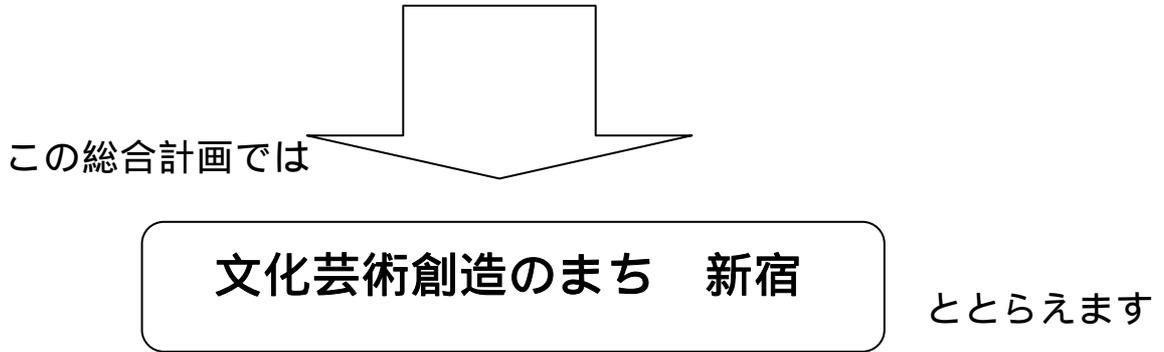
# まちづくりの基本目標

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたい賑わいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。



## - 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

新宿には、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれてきました。また、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 新宿には由緒ある名所・旧跡、著名な文豪、画家、文化人の足跡など、様々な貴重な文化・歴史資源があります。こうした文化・歴史資源を発掘、整備し活用していくことが必要です。そこから、まちへの愛着と誇りが生まれ、また、新たな文化が生まれてきます。
- ・ 文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフト面の環境整備が必要となっています。
- ・ 区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する情報を幅広く、的確に、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
- ・ 将来の文化・芸術を担う内外の若手アーティストやスタッフが、集い、交流し、創作する環境の整備が必要です。
- ・ 区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また、愛好家や支援者として、文化・芸術の一翼を担うことができるようなしくみづくりが求められています。
- ・ 新宿には、活気溢れる多くの若者が集います。こうした若者のアイディアや活力をまちの魅力を高めるために活かすしくみづくりが必要です。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりをしていきます。
- ・ 専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。

- ・ 文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備をしていきます。
- ・ さまざまな文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。
- ・ 各地から多く集まる若者が活躍できる機会や場を提供して、若者が生み出す新たな文化を支援していきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

### 《基本施策》

- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

- 1 - 区民による新しい文化の創造

- 1 - 文化芸術創造の基盤の充実

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民：

文化・芸術の鑑賞、創作、表現活動への参加  
 歴史や伝統文化の理解、保存と継承  
 文化・芸術を継承、発展、創造していく人材の育成

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

歴史や伝統文化の保存と継承  
 文化・芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり

### 事業者：

文化・芸術に関する企業支援  
 自主的な文化・芸術活動の展開

### 区（行政）：

文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信  
 歴史や伝統文化の保存と継承の支援

## - 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 特定地域に集積する特徴ある産業や、伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。
- ・ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
- ・ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業・地場産業等の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。
- ・ 地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められています。
- ・ 産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用を目指して、産学公の連携を進めることが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 伝統産業・地場産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。
- ・ 新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
- ・ 伝統産業・地場産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。

- ・ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティビジネスの育成を図ります。
- ・ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。
- ・ 新宿区のこれからの産業振興にあたって欠かせない、「賑わい産業」の大きな核である「文化創造産業」の誘致・育成・振興を図るための施策を展開していきます。
- ・ 新宿の文化、観光の振興のために誘致してきた吉本興業、宝塚造形芸術大学、芸能花伝舎との連携を軸に、新たな新宿の文化、観光産業を育成することを目的に、「ビジターズ産業（賑わい産業）」の活性化を図る「(仮称)新宿文化ロード」を創出していきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

### 《基本施策》

- 2 - 文化芸術創造産業の育成

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民：

伝統産業・地場産業の理解、保存と継承

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

区民や事業者に対する情報提供

産業関連のイベントや事業の企画・実施

コミュニティビジネスの手法による地域課題の解決

### 教育・研究機関：

新たな研究分野の開拓

企業、区との連携

創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成

事業者：

起業へのチャレンジ

異業種交流による新分野の開拓、進出

地域に密着した企業活動

伝統産業・地場産業などの後継者育成

都市特性を活かした新しい産業の創出

創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成

産業関連のイベントや事業への参画

区（行政）：

産業の活性化のための基盤整備

創業・起業・就業の支援

異業種交流の促進

産業に関する情報提供

## - 3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

### (1) 目指すまちの姿・状態

働き場、学び場、遊び場としての多様な魅力を高めて、区民が誇れ、来訪者がまた訪れたい交流とふれあいのあるまちを目指します。

### (2) 課題

- ・ 観光情報の収集・提供、観光施策の企画・調査・実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
- ・ 新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿の持つ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。
- ・ 新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
- ・ 文化・芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPO などの連携のあり方を検討していくことが求められています。
- ・ 日本を代表する繁華街、歌舞伎町は、映画館・劇場・飲食店・性風俗関連の特殊営業店が混在しており、暴力団や違法性風俗店の存在などにより危険な街歌舞伎町というマイナスのイメージが根強く残っています。このような歌舞伎町の持つマイナスのイメージをプラスに変え、まちの再生を図るために、官民合同の取り組みとして歌舞伎町ルネッサンスの取り組みが行われています。この取り組みを着実に進めることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと歌舞伎町を再生していくことが求められています。
- ・ 店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
- ・ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。
- ・ 区民の約1割が外国籍となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。

- ・ 区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿の文化・観光資源を広く情報発信するため、関係機関と連携・協働して、PR体制の整備を進めます。
- ・ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどを活用するための環境整備を進めます。
- ・ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、来訪者間での、また来訪者と区民との文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
- ・ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い多種多様な新宿ブランド、地域ブランドの確立・発展を支援します。
- ・ 歌舞伎町において放置自転車対策の強化、置き看板の撤去・指導を行うとともに、年間を通じてシネシティ広場を中心に様々なイベントなどを行うことにより、歌舞伎町から新たな文化を創造し広く発信していきます。  
また、安全安心の確保策や地域活性化の方策など、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するための対策について、地元や関係機関、有識者等からなる歌舞伎町ルネッサンス推進協議会と一体となって推進していきます。
- ・ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
- ・ 区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、さまざまな機会、平和意識の普及、啓発に努めていきます。
- ・ 情報提供の方法や内容の充実など外国人の行政サービス利用への支援を強化するとともに、多文化共生社会の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。さらに、地域住民や活動団体のネットワークを強化し、主体的に事業を行えるよう支援します。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 3 - ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

### 《基本施策》

- 3 - 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信

- 3 - 誰もが、訪れたいとなる活気と魅力あふれる商店街づくり

- 3 - 平和都市の推進

- 3 - 多文化共生のまちづくりの推進

## (4) 各主体の主な役割（例示）

### 区民：

地域の魅力づくりへの参画  
地域商店街の活用、イベントなどへの参画  
来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり  
平和に対する意識の醸成  
外国人と日本人の相互理解、支援

### 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

人が集まる魅力的なまちづくり  
区民や事業者、来訪者に対する情報提供  
商店街に関するイベントや事業の企画・実施  
観光資源の保護、活用の推進  
外国人と日本人の相互理解の促進、支援

### 事業者：

新しい観光資源づくり  
魅力的な店舗づくり  
商店街振興への参加・協力  
周辺的生活環境への配慮  
文化、観光情報の発信・提供

区（行政）:

歌舞伎町地区のまちづくり推進  
多様な主体との連携促進や支援  
観光案内制度の整備  
観光情報の発信、観光資源情報などの環境整備  
商店街への支援  
国際・国内交流の推進  
平和に対する意識啓発  
外国人と日本人の相互理解の促進、支援

**(5) 関連する主な個別計画**

- ・新宿区産業振興プラン
- ・歩きたくなるまち新宿 グランドデザイン